

第六十回国
参議院法務委員会
會議録第二号

昭和四十三年十二月二十日(金曜日)
午前十時四十六分開会

委員の異動

十二月十一日

辞任

熊谷太三郎君
青田源太郎君

補欠選任

安井 謙君
近藤英一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

小平 芳平君

理事

後藤 義隆君
宮崎 正雄君
亀田 得治君
山田 徹一君

委員

上田 稔君
鬼丸 勝之君
木島 義夫君
近藤英一郎君
林田悠紀夫君
山本敏三郎君
占部 秀男君
山高しげり君
安田 隆明君

衆議院議員

修正案提出者

大竹 太郎君

國務大臣

法務大臣

西郷吉之助君

政府委員

法務政務次官

小澤 太郎君

法務大臣官房長

辻 辰三郎君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

矢崎 憲正君

事務局側
最高裁判所事務
総局総務局長 岩野 徹君
常任委員会専門 増本 甲吉君

法制局側
法制局長 今枝 常男君

説明員
法務省人権擁護 上田 明信君

本日の会議に付した案件

○檢察及び裁判の運営等に関する調査
(人権問題に関する件)

○裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○檢察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○継続調査要求に関する件

○委員長(小平芳平君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

去る十一日、熊谷太三郎君が委員を辞任され、その補欠として安井謙君が選任されました。

○委員長(小平芳平君) 檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○亀田得治君 私は、人権問題に関して二つのことをお尋ねしたいと思ひます。

その第一は、茨城県の東海村の原子力研究所の關係のことですが、原子力研究所のすぐ横に動力炉・核燃料開発事業団というものが御承知のとおりありますが、その事業団が核燃料再処理工場というものを新しく設置したいという計画を進めて

おりますが、これに対して東海村はじめ地元では非常な反対運動が起きておるわけですね。その反対運動というものは、水戸射爆場の近くにこういう施設が現在あること自体が非常に問題になっておるのに、その射爆場の返還問題が片づかない状態でさらにこの再処理工場を設置するということは困るという立場から起きておることです。これに対して県会なりあるいは関係市町村等であるいは反対決議等も出ておるわけですが、この東海村の村議会に対して同じように工場設置反対の請願が出されておるわけですね。その請願の中に、原子力研究所職員とか家族の者が署名していたというものが出てまいりまして、そのことが所との間で一つの紛糾を起しておるようです。

まあ事案はそういうことなんです、私が調べたところによりますと、この署名は今年の八月末の日曜日の日に行なわれたものです。署名運動をやっておる職員が日曜日を利用して原研の住宅のほうを回ったわけですね。そうして住宅におられる職員や家族が住民という立場から署名をした、こうなっておるわけですね。ところが、このことが研究所のほうにわかりまして、十一月一日に所長は臨時部長会議を開き、そうして理事長の訓辭を出す、さらに具体的に、各部長に対して入手した署名簿を渡して、署名した人間を一人一人調べてくれ、そうして各課あるいは室の長の意見をつけて明日中に報告せよ、そうしてまた今後このようなことはしてはならぬ、こういう指示を理事長が各部長にしたようでありまして、その指示に基づいて、結局各課あるいは室長に当たる人が名簿によって個人個人を尋問した。また、本人が署名していない、家庭の婦人が署名をしているものについて、一日の晩家庭まで出かけていって同じようなことをした、こういうわけなんですね。こういう所のやり方というものは、これは憲法十六條

の請願に関する規定、あるいは請願法の第六條の請願をしたことによつて不利益なことをされるようなことではないということを保障しておる、それらの規定なり精神に反するじゃないか、こういうことで問題が起きておるわけでありまして、これは単にいま私が説明した原子力研究所の問題としてだけではなく、よくこういう問題というものがいろいろな個所においてあり得るのではないかと、いろいろにも思ふわけですね、たまたまこの問題が表に出てきておるわけですが、こういう際にとつて、請願に関する権利ですね、それを規定した憲法十六條なりあるいは請願法の規定というものをしっかりと明確にしておく必要がある、こういうふうにも思ふわけですね。そういう立場から、まず法制局長の見解、請願法に関する基本的な考え方並びに、たまたま問題になっておる件についての解釈ですね、まあ問題自身は私がいま申し上げたばかりで、局長自身は実際に本件について事実關係をそれほど深くタッチしておられないかも知れませんので、あるいはその点については多少ぼけるかと思ひますが、基本的な考え方は少なくともはつきりとひとつとしてもらいたいと思ひます。そういう意味で、まず法制局長からひとつお答えを願います。

○法制局長(今枝常男君) お答えいたします。

ただいまお尋ねの問題の中で具体的な案件に対する意見のほうにつきましては、これは先生もおっしゃいましたとおり、十分具体的な問題をつかんでおりませんというところがありますし、それからわれわれ法制局長の立場といたしまして具体的な案件についての法律判断を申し上げることは機關そのものの立場上適当じゃないのじやなからうかというふうにも考えておりますので、このほうの点については申し上げることを差し控えるべきものであらうと、こう考える次第でございます。

それから、憲法の請願に関する規定、あるいは請願法第六条の規定につきましては、これは申し上げるまでもなく、その規定そのものにございませう。請願をいたしますことは国民の基本的権利でございますので、これを妨げるということは許されないことであらう、このように考える次第でございます。

ひとまずそれだけ申し上げまして、なおお尋ねに従いましてお答えしたほうがよろうと存じます。

○亀田得治君 たとえば、こういうふうな場合はどうなるでしょうか。現在の政府は、安保条約を結んで、そうしてその立場に立つて各種の政策を展開しておられることは、御存じのとおり。しかし、これに対してはいろいろな考え方があることもござらぬとおりですね。これは国家公務員の皆さんの中にもいろいろあるわけですね。個人の考えとしていろいろあるわけですね。安保条約がないほうがいいという考えを持つておられる人が請願という形で安保条約をやめてくれという請願書に署名をして出す。言うてみれば、現在の政府がやっておる政策とその点においては矛盾するわけですね。しかし、私はそういうことは憲法で認められた請願権の範囲内であるとして明確に断定できると思ふのですが、この点はどうか。

○法制局長(今枝常男君) ただいまのお尋ねは、公務員についての場合のお尋ねと理解いたします。それで、公務員につきましては公務員法上政治活動の禁止がございまして、この禁止に該当いたしますれば、これはそういう角度から、何といえますか、それに制約が加わるといふことはあるうかと存じます。しかし、その政治活動に該当いたしません限りと申しますか、請願そのものは直接には政治活動の角度とは違つておりますし、それから現在の政治活動の禁止の規定を見てまいりまして、積極的な何らかの意味の活動、一口に申しますとそういう面からの規制を加えておるだけでございます。したがって、一国民の立場でみずからの意思を国家機関に通ずるといふ意味

において請願をいたしますことは、これは少なくとも現在の政治活動の禁止その他公務員に加えられるおきます制約の面から申しますと、直接に該当するといふふうな考えがございませう。しかし、なかなかうかというふうなふうに考えております。

○亀田得治君 私もそういうふうに理解するわけですね。そこで、公務員の場合ですらそうだとすれば、いわずやそれ以外の組織というものがたくさんあるわけですが、原子力研究所にしてもその一つですね。その所の事業面から見た方針と違つたことを別個な立場から、たとえば住民の生活の安全とか、環境という立場とか、いろいろな立場から請願、しかもそれが、何もワイワイ騒いで歩くわけじゃない、ちゃんと文書にきちんとした署名をする、こんなことはもう当然憲法で保障されておることだと、これは一般的に断定できると思ひます。念のために伺ひたいと思ひます。

○法制局長(今枝常男君) 先生が言ひましたように、一般的な考え方として考えてまいりましたと、原子力研究所の業務の本来の目的から考へて、その目的に、何といひますか、反するやうな事柄という面で、いまおっしゃいますやうな請願がそれに該当するかどうかというところ、これを直接に判断いたしますことが困難のようには思ひますけれども、一般問題としてとらえますならば、そういうことを矛盾しない限り、その請願をすることは、やはり先ほど申しましたと同じやうに保護されていかなければならない、請願し得る立場というものは保護されていかなければならないものだ、このように考える次第でございます。

○亀田得治君 ちょっと、いまその中で、そういうことと矛盾しない限りと言われましてね。何か条件がつくやうな感じがするんですが、それはどういう意味ですか。

○法制局長(今枝常男君) 少し申し上げ方があいまいであつたかと存じますが、矛盾しない限りと申しましたことは、ただいま私が考えます限りにおきましては、原子力研究所の運営の目的という面から見て、設例のような請願がされること自体として妨げになるようには考えられないと存じましたのでそう申ししたのでございませう。私のこの場合における判断はその点について十分誤りがあるかどうかという点について見きわめがつきませんでしたので、矛盾しない限りというふうに申し上げたわけでございます。この場で考えます限りは、矛盾しないように考えておるわけでございます。したがって、その意味におきまして、この場における判断を申し上げるというところは保護されるべきものだ、このように考える次第でございます。

○亀田得治君 まあ大体明確だと思ひますが、私は、いろんな職場がたくさんある、請願というものは、これはもう国民の権利として自由に当局者に対して意思表示をするわけですが、抽象的には矛盾するように思われるものがずいぶんたくさんあると思ひます。矛盾するように思われるものが、しかし、その場合であっても、平穩に、静粛に意思表示をしていくわけですから、それは許されるんだと、憲法はそれを保障しているんだと、そうでないやうな請願権というものはたいした意味をなさぬものになつてしまひます。それは矛盾することについて意思表示をする。それは行動を許すというならば、これはなかなかちよつと問題があると思ひます。平穩な請願なんです。それも最低限度の意思表示なんです。むしろ矛盾することについてでも言えるというところこの請願権のとうとさがあるわけですがね。矛盾しないことばかりだつたら、だれも請願する必要ない、逆にまたなるわけですね。だから、これは請願という合法的な形式をとる以上は、全く自由なんだ。あるいは、服務規律なりそんなもので何か矛盾するやうなことが書いてあるとしたら、こういう請願との関係じゃない、それ以外のことについてこれは矛盾衝突、それをどう理解するか、服務規律をもう少し重く見るとか見ぬとか、そういう

問題はあり得ても、請願そのものについては、私はもつと割り切つた、はっきりとしたやつぱりお答えできないかぬように思ひます。それはあなた行動をとるといふ問題じゃないのですから、だからはっきりそこをお答えしてくだされう。

○法制局長(今枝常男君) まことにお説のとおりでございます。私も、請願は国政についての意見を国家機関に申し述べるといふ、そういうことだけにすぎませんので、そういうことが、たとえば何らかの意味においてのいまおっしゃいましたやうな服務規則というやうなものがございまして、そういう意味での請願をすることがそれに抵触するといふことはまず考えられないように思ひます。そういう意味におきましては、これ一般的に断定いたしますと、またいろんな問題を考へてまいりますと、わかりませんけれども、そういうことをどうして申し上げなければならせん。それは私があらゆる具体的な事例をいま全部頭の中で考へることが必ずしもできるかどうかといふことについて十分に自信を持ちませんので、そういう留保をつけるのでございしますが、いま先生がおっしゃいました限度におきましてはそのとおりであると思ひます。つまり、請願といふのはみずからの意思を表明するだけのことでございまして、そのうち、そういうことそれ自身が直ちに矛盾をしておる、抵触して許されることのできないものになつてくるといふことは考えられないやうに思ひます。そういう意味におきましては、まことにお説のとおりだと存じます。

○亀田得治君 はっきりいひたしてきましたが、そうしますと、この請願をしたからといって、呼びつけて、おまえはなぜそういうことをしたのだ、今後そういうことをしなさいかぬ、業務命令をもつてそのやうな行動をとるといふことは、これは私憲法の精神を無視して思ひます。それはどうですか。

○法制局長(今枝常男君) そこにまいりますと、だんだんと具体的事案に対する判断になりますので、私がここでそれをいづれかというやうな判定

的な意味での意見での上を申し上げることはどうも適当じゃないんじゃないかと存ずる次第でございます。

○龜田得治君　じゃあ、その請願権についての解釈、理解を相当明確に先ほどからされたわけですが、だから、そういう権利があるわけですから、その権利の行使にじゃまになるような、そういうことをすべきもんじゃないですわね。まあこの問題からちょっとはずしてもいいんです。

とにかく請願権は、先ほど御説明があったように、平穩に文書で意思表示をする、これはもう非常に強く是認されておるわけですね。ただよく、そういう請願というものは、時の権力者に反したようなことが書かれる。それでもいい、書くだけのことはもう自由にしておくべきだ。もしそういうことで権力者が圧力を加えるようなことがあつちやいかぬというので、不利益禁止、そのために差別をする、そういうことはいけないというこれは憲法上の規定になっておるわけですね、御承知のように。その精神からいけば、まあ、あんな請願をしたらしい、どうも気に食わぬなど腹の中で思っていることは、それははかたてだ。それははかたてだ。そうしてまた、何かお茶飲み話で、全く個人的なつき合いをしているときに、君あんなものを出したけれども、これはどうも感心しないなど、それはいいと思うのですよ。それもまた自由でしょう、その批判はね。だけれども、業務命令で、署名者を呼びつけて、なぜそういうことをしたとか、そういう追及をするということは、これは私は、先ほどの説明からするならば、これは絶対私はいかぬことだと思うのですよ。どうなんですか。

○法制局長(今枝常男君)　最初にお答えいたしましたように、請願権を行使することを妨げる、じゃまをするということは、これは憲法の精神から申しましても行なうべきことではないということ、それは、そのとおりであると存じます。ただ、どういふ行動をしたらそれがじゃましましたこと、妨げたことになるかということにつきましては、非常に

その判断は微妙なことになると思います。ある請願そのものがいい悪いという意味での行動ではなくて、別個の見地から、何らかの、何と申しますか、請願行為に対して、別個の見地から何らかの調査あるいはその他のことをした場合に、それが直ちに妨げたことになるということであるかどうかというところになりますと、これは簡単に断定することができないのじゃないか。したがって、一般的に申しまして、これを妨げることはいけないけれども、どういふ行動をしたときに、それが妨げたとか、じゃまをしたということになるかということは、個別的に判断されるべき問題じゃないかと思つておきます。そういう意味におきまして、そうした個別的な判断をここでは申し上げることは避くべきものと、このように思ふ次第でございます。

○龜田得治君　妨げてはならない、しかし、どういふ行動があつた場合に妨げたとか解釈するかというところは、これはなるほど別個の問題ですね。しかし、これは一般的に聞いているのですが、今後こんな署名をしちやいけないう、これは妨げたことになるとならないかお聞きしておきます。

○法制局長(今枝常男君)　その、今後そういうことをしてはならないということがどういふ意味から出ているかによりまして、ときに判断の分かれることがあり得るのじゃないかと思つておきます。

○龜田得治君　一般的にはどうですか。

○法制局長(今枝常男君)　一般的な、ただそのことと自身だけをとりえて、今後署名してはいけないということをそれ自身としてだけとらえますれば、ほかの条件を全然はずしてとらえますれば、これは、じゃまをするといひますか、妨げる行動のほうに入るのだからと思ひます。

○龜田得治君　それは入りますよーかと思ひます。すとかいふのじゃないでしょうが、してならないというの、あなた、妨害にきまつているじゃないですか。これは、もっとあなた、法律家らしく

すつきりやってください。

もう一度聞きますがね、理事長訓辭、十一月一日に出ましてね、ごじゃごじゃ書いて、最後に、誠に軽率な行動を慎むよう注意せられたい、これはもう正規の文書で書いておるわけですね。口頭では、今後しちやいけぬ、そう言うておるが、文書を慎むよう注意せられたい、これは公文書です。これはあなた、職制の長が出される訓辭であるしね、これは請願権に対する大きな圧力と理解するのが普通じゃございませんか。

○法制局長(今枝常男君)　これもまた、やや具體的なことを申し上げることはなおりますけれども、これは、原子力研究所の長といたしまして、したがって、その職員を統括する者として、統括者、原子力研究所を預かる者としての立場から、統括という意味において職員に対して統括者としての意見を表明したということであることだけは間違いないと存じます。したがって、そのようない意見を表明したことが、直ちに、請願を妨げた、あるいはこれに圧力を加えたということに断定すべきかどうかというところにつきましては、決定的に申し上げることがむづかしいように存じておるわけでございます。

○龜田得治君　人権局長にお聞きいたしますが、基本的人権、いろいろあるわけですが、請願権というものは、これは非常に現在広くみんなが使つておるものですか。これがあつたことによって、ずいぶん、私は、国民の気持ちのほけ場といひますかね、そういうことにもなつておると思ひます。大事なもので、これは、で、そういう立場から考へて、いま私が法制局長との間で質疑をしたわけですが、局長は元裁判官でもありますしね、これについて、これは請願権侵害だといふふうに理解されますかどうか、お尋ねします。

○説明員(上田明信君)　お答えいたします。いまお聞きした限度では、長がその部下に対して、そういう請願をしちやまかりならぬという命令を出すということは、請願権に対する侵害であると思ひます。もちろん、なんでございませう、それが、先ほどからも出ましたように、食堂で、そんなものを出すなとか、そういう程度のものなら、これは別でございます。が、正式に文書で、各職員に対して、今後一切こういうことに對して請願を出すことをまかりならぬという、いわゆる正式命令でございますね、そういうふうな認められるようなものだとすると、請願権をいわゆる妨げているというふうな理解していいのではないかと私は考へております。

○龜田得治君　人権局長、やっぱり、時の権力におもねらず、裁判官らしい性格を持っておられるから、すっぱりああいふふうにお答えになつておるのだと思ひます。これは、だれが考へてもそうなんです。えらい圧力がかつたと思つたら、問題、紛糾が起るおそれです、紛糾がね。請願権を大事にする立場のほうから見れば、こういうことが前例になつたら、結局はこれはもう憲法十六條の規定というものは台なしになる。こういうことで、事は原子力研究所のわずかの人数の問題のようでありまして、非常に重大視しているわけなんです。それで私は、これは基本的人権の侵害に關する問題ですから、人権擁護局のほうで実態調査をしてほしいと思ひます、事実調査を。局長の煙で、いやもう説明で大体わかつたと言われるような気持ちかもしれないが、やはり實際を調べていただいて、より事態を明確にしてみたい。その上で、法制局長の考へ方をもう一度私は承りたいと思ひます。あなたのほうは、實態を自分としてはつかんでおらぬから、その点については慎重でありたいという意味のことを言われておる。それも一理のあることですから、私は、この際、そういう意味で、実態調査といへば、これは人権擁護局の仕事ですから、その点の實際の事實をつかんで再度御報告を願ひたい、こういうふうな要望いたします。どうでしょう。

○説明員(上田明信君)　御承知のとおり、私がいま申しましたように、業務命令的に出すのは侵害

令を出すということは、請願権に対する侵害であると思ひます。もちろん、なんでございませう、それが、先ほどからも出ましたように、食堂で、そんなものを出すなとか、そういう程度のものなら、これは別でございます。が、正式に文書で、各職員に対して、今後一切こういうことに對して請願を出すことをまかりならぬという、いわゆる正式命令でございますね、そういうふうな認められるようなものだとすると、請願権をいわゆる妨げているというふうな理解していいのではないかと私は考へております。

○龜田得治君　人権局長、やっぱり、時の権力におもねらず、裁判官らしい性格を持っておられるから、すっぱりああいふふうにお答えになつておるのだと思ひます。これは、だれが考へてもそうなんです。えらい圧力がかつたと思つたら、問題、紛糾が起るおそれです、紛糾がね。請願権を大事にする立場のほうから見れば、こういうことが前例になつたら、結局はこれはもう憲法十六條の規定というものは台なしになる。こういうことで、事は原子力研究所のわずかの人数の問題のようでありまして、非常に重大視しているわけなんです。それで私は、これは基本的人権の侵害に關する問題ですから、人権擁護局のほうで実態調査をしてほしいと思ひます、事実調査を。局長の煙で、いやもう説明で大体わかつたと言われるような気持ちかもしれないが、やはり實際を調べていただいて、より事態を明確にしてみたい。その上で、法制局長の考へ方をもう一度私は承りたいと思ひます。あなたのほうは、實態を自分としてはつかんでおらぬから、その点については慎重でありたいという意味のことを言われておる。それも一理のあることですから、私は、この際、そういう意味で、実態調査といへば、これは人権擁護局の仕事ですから、その点の實際の事實をつかんで再度御報告を願ひたい、こういうふうな要望いたします。どうでしょう。

○説明員(上田明信君)　御承知のとおり、私がいま申しましたように、業務命令的に出すのは侵害

令を出すということは、請願権に対する侵害であると思ひます。もちろん、なんでございませう、それが、先ほどからも出ましたように、食堂で、そんなものを出すなとか、そういう程度のものなら、これは別でございます。が、正式に文書で、各職員に対して、今後一切こういうことに對して請願を出すことをまかりならぬという、いわゆる正式命令でございますね、そういうふうな認められるようなものだとすると、請願権をいわゆる妨げているというふうな理解していいのではないかと私は考へております。

○龜田得治君　人権局長、やっぱり、時の権力におもねらず、裁判官らしい性格を持っておられるから、すっぱりああいふふうにお答えになつておるのだと思ひます。これは、だれが考へてもそうなんです。えらい圧力がかつたと思つたら、問題、紛糾が起るおそれです、紛糾がね。請願権を大事にする立場のほうから見れば、こういうことが前例になつたら、結局はこれはもう憲法十六條の規定というものは台なしになる。こういうことで、事は原子力研究所のわずかの人数の問題のようでありまして、非常に重大視しているわけなんです。それで私は、これは基本的人権の侵害に關する問題ですから、人権擁護局のほうで実態調査をしてほしいと思ひます、事実調査を。局長の煙で、いやもう説明で大体わかつたと言われるような気持ちかもしれないが、やはり實際を調べていただいて、より事態を明確にしてみたい。その上で、法制局長の考へ方をもう一度私は承りたいと思ひます。あなたのほうは、實態を自分としてはつかんでおらぬから、その点については慎重でありたいという意味のことを言われておる。それも一理のあることですから、私は、この際、そういう意味で、実態調査といへば、これは人権擁護局の仕事ですから、その点の實際の事實をつかんで再度御報告を願ひたい、こういうふうな要望いたします。どうでしょう。

○説明員(上田明信君)　御承知のとおり、私がいま申しましたように、業務命令的に出すのは侵害

であると私自身も考えますけれども、そういう事実があるかないか、具体的にどういう事実があったかどうかという点の調査をもちろん私のほうで、ここでそういう人権侵害があれば、十分に疑うに足る資料というか、御説明がございましたので、さっそく取り調べたいと思います。その上でまたあらためて御報告申し上げます。

○龜田得治君 そのお調べの際に、つけ加えてお願いしたいんですが、十一月の十五日に、原子力研究所の国産一号炉というところの職場新聞ですね、その新聞の中に核燃料の破損問題を何か書いておるんですね。なぜそういうものを書いたかという点、まあ破損が大きいということになると、やっぱり労働条件なり安全性等にも関連してくるわけですね。なるべく破損の少ないほうがいいわけですね。その中で、まあ何か日立と古河の製品が入っている。日立のほうはどうも古河のものより故障が多いというふうなことが、そういう意味のことがあるんだそうです。何かそのことが秘密漏洩だというふうなことでえらく追求されているらしいんですね。私は、その製品のこまかい性能とか何とかいふようなことを書いておるというなら別ですが、そんな程度のことを追求するのは酷じゃないか。しかも、そんな程度のことは所員もみんな知っているし、しかもこれは内部の職場新聞ですがね。労働条件にも関連するから、そのついでに書いておるんでしょう。おそらく、署名問題でずいぶん組合と当局とが対立して、まだ未解決なんです。所のほうはいやおれそんな権利の侵害をしておらぬと言ふし、組合のほうはいや請願権の侵害になる。そんなあやまる必要はないということ、対立したままになっている。それに対するまあ追いつきの感じがするわけですがね。原研にはそのほかに、学術会議で問題になったりして、いろいろ問題があるようです。必要以上の赤呼ばわりしたり、そんなことでもいろいろありますが、まああれもこれもということにもまいりませんから、追加して出てきておる。いま申し上げた職場新聞の問題ですね。それにつきましても、

ひとつ調査をお願いしたいと思うんです。なるほどそれはほんとうの意味の秘密であれば漏らしちゃいかぬ、それは私も同意します。ところがあなた、署名問題なんか、追いつきのようになつて、何かいかがりをつけておるようなそういうやり方、これはまた言論の自由に対する問題にもなるわけですね、同時にひとつあわせて調べてもらいたいと思います。要請しておきます。よろしいですな。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○後藤藤隆君 ちょっといまの関連して。人権擁護局長にちょっとお聞きしますがね。憲法の十六条のこの請願は、もちろん保障されておることだから、一般公務員が自分自身でもできることが原則だと思ひますがね。これが自分がやらずに——自分自身もやろうが、あるいはその請願はほかの人の署名などをつたりして、ほかの人の名を勝手にする行為は、差しつかえないんですか、どうですか。自分自身はここで保護されておるが、それが自分自身でなしに、ほかの人に、これに署名しろというふうなことを勝手にやって署名をとったりなんかして、ほかの人の請願させることは、差しつかえないのですか、どうですか。

○説明員(上田明信君) お答えいたします。これが、先ほどからも出ましたように、自分自身の請願権はもちろん保護されております。その請願権の形をとって、いわゆる政治活動になるかならぬかは、これから検討しなければならぬのですけれども、かりに政治活動をする——形は請願権の保護を理由に、別なほかの人を勧誘することによって一つの大きな何かの政治活動をするというようにかりに判定される場合には、これは国家公務員法の問題に触れてきますんじゃないかという気がいたします。

○龜田得治君 ただ、いま東海で問題になっているのは、ほかからずっと署名簿が回ってきて、そうしてみんなが家庭で書いた、そういう事案です。いま後藤君が質問になったのは事案が違いますが、それはお調べ願ったらわかります。

が、ただ後藤議員から御指摘になったような場合でも、基本的にはこれは請願権というのとは個人にあるわけですからね。それが、勧誘して歩く行為が量がある、そういうことによつてこれが政治的行為ということになると、そういう理解のしかたをしますと、実際に合わないことになるんですね。請願権を非常に制約することになる。これはだれかが、熱心な人いろいろおつてね、そういうものが伴うのです。そつちのほうを何か、一人一人の自発的な行為が、これはいかぬ、ちょっとこれはよほど慎重に検討しなければならぬと思うのです。

○説明員(上田明信君) 私ただいま申し上げましたのは、それが政治活動になるとは申し上げないものでありますが、それが政治活動になるかどうかはもう少し時間をかしていただいて、これは一つは内容にもよると思ひます。どういうふうなことで政治活動になるかならぬかというのは、これは一つの価値判断だと思ひます。だから、事実調査を、調べてみて、そういう請願権を仲間を呼び集めるといふことが、皆さんの請願権を行使してくださいというこゝと自体が、一体政治活動に該当するのかもしれないか、これは個々の場合によつて違ふんじゃないかというふうなことを考へまして、先ほど申しましたように、もしそれが政治活動になるならばと、こう申し上げたわけでありまして。

○龜田得治君 それじゃあ次に、前に八月八日に一度人権擁護局長にお尋ねした件ですが、それについて再度もう少し詳しくお尋ねをしたいと思ひます。まあ八月八日は突然であつて、局長のほうでも、十分調べておく、こういうふうな最終的にはお答え願っているわけですが、その後の推移などともにもらひ合わせて、若干この際ひとつお尋ねをしておきたいと思ひます。

これは、例の上野初枝という女性と中吉という男性との間の男女間のもつれということが基本にあるわけですが、その中吉のきょうだいに当たる泉好枝と、それから上野から頼まれて上野のためいろいろ奔走しておる川上という人との間の紛

糾の問題です。それで、本件が大阪法務局に持ち込まれたのは、六月十二日に上野と川上が法務局の大橋係官に会つたそのときではなく、もっと早い時期に上野初枝が大阪法務局のほうに問題を持ち込んでいたということが真相のようでありまして、その点はどういうふうになっておるでしょうか。

○説明員(上田明信君) 本件では、まず泉好枝から大阪法務局へ申告がございまして、そのあとで川上という人の申告があつたと、順序はそうなっております。

○龜田得治君 で、泉好枝が大阪法務局に最初に持ち込んだのはいつごろでしょう。それから、口頭で申し込んだのか、その段階で書類を出して申し込んだのか、どうなつていますか。

○説明員(上田明信君) そこまでは、口頭であつたか書面であつたかはつまびらかにいたしません。大体人権擁護局では口頭が非常に多いと思ひます。たぶん口頭じゃなからうかと想像いたします。そこは正確には調査いたしておりません。私自身は、たぶん口頭であつたのであろうと考へております。

○龜田得治君 時期は。

○説明員(上田明信君) その時期も正確には報告を受けておりませんが、数日前ではなかつたかと思ひます。職員が皆よく覚えていて、泉好枝から聞いた職員が、同じ人間が川上という人から聞くのはよろしくない、かえつて公平を害すると言つて人をかえていくぐらいておりますから、期間が非常に短かつたのであろうというふうな考へております。その調査はまだいささか不行き届きの点がありますが、非常に短かつたのだらうと私は考へております。

○龜田得治君 私のほうへの報告では、四月中旬ごろ、大阪法務局の向という係官がいらっしゃるそうです。その方に会つておるようですが、そういうことははっきりしておりませんか。

○説明員(上田明信君) さようでございます。四月九日に泉好枝が参りまして、応接者は向英洋と

いたしうして調査いたしたいと思います。

○亀田得治君 それからもう一点は、金沢の法務局へ大阪の法務局から囑託調査をやっているわけですね。その日時なり結果等、どういうふうに処

理されているのか、わかりましたらひとつお知らせ願いたいと思います。

○説明員(上田明信君) これは囑託書は参っております。これは昭和四十三年七月二十七日付大阪法務局人権擁護部長から金沢地方法務局長あてに調査囑託書を出しております。一応これは被害者の泉好枝——泉好枝を一応被害者と、そのほうの事件になると思うのですが、つまり泉好枝が自分の権利を侵害されたという申告に対するもので、その相手方になるのは川上と上野初枝と、こういうふうになっておりまして、その調査結果はまだ私どものほうに参っております。出したというその囑託書の写しだけが参っておりますで、その結果一体どうなのかというようなことはまだ私のほうではわかりませんが、なお督促いたしましたして結果があれば直ちに報告するように大阪法務局に連絡いたします。

○龜田得治君 泉好枝の人権侵犯事件というのは、何かその段階であらためて文書が出たのじやありませんか。

○説明員(上田明信君) その点はちょっと私のほうではわかりませんが、もし必要なら取り調

○亀田得治君 どうもふに落ちないのですね。四

月中旬ごろにすでに実質的には同じことを申請しておるわけですね。七月になってそういうことがやられたといういきさつですね、これが明確じゃないのです。だから、泉が審判事件を審理するのに、上野初枝、川上と、こういうのを相手にして調べているわけですが、何かその書類がないと困るといっているので、その段階で新たに書類を出したようにも想像される節があるんですがね。

○説明員(上田明信君) どうも私の報告書を見れば、六月の十二日に泉好枝、川上卓男御両人が見えて、そうして七月に出しておる。なぜ出出したの

か、こう言われますと、ちょっとよくわからないのでありますが、この日に話し合いがつけば、おそらく両方の事件もそれで終わったと思うんでありますが、この日に、まあ先生の御尽力にかかわらず、必ずしもうまくいかなかった。そういう結果で、法務局といたしましては、事件はほっておくわけにいかぬから、しょうがないから——

うです。

まういく予定のやつがうまくいかなかったものだから、この事件としては調査しなければならぬ。調べたら、泉好校は金沢にいたというふうな言つて囑託したんじゃないかというんで——これは私の想像であります、なおまた、そういういきさつが必要でありましたら調査いたしますが、私自身はこの日時の順序を見ますと、ただ事件をこのままほっておくわけにいかぬというので、なお詳しく泉好校に聞くと、そうすると泉好校に聞くということは、同時に今度は川上側のほうに對する資料というものが両方共通することにもなるわけでありまして、一応泉好校の調査書を囑託したんだらうというふうな想像はしております。

○説明員(上田明信君) 何でございますか。

○龜田得治君 囑託された書類を、囑託書類を大阪から金沢に送った。そうすると、自分のほうの言っておるのは事件に立っていないような感じを持って帰ってきているんですね。そういう法律的なことは本人はわかりませんが、私がずっと記録を見ると、どうもそう感ずる。それで金沢法務局においで、泉から訴えられたのであなたに来てもらったんだと、こういう説明らしんです。だから、そういうことについても非常に憤慨しているんです。だから、その点もひとつ具体的に詳細に調べてください。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○龜田得治君 それらの点が明らかにすれば、いかに偏見を持って、とらわれた立場で問題を処理しようとしたかというところは、これは私は公平な第三者が見れば大体納得いくと思つていてるんです。で、なるほど泉からは、自分が来たことを言うてはくれるなどというふうなことを法務局に言ううとったかもしれないが、それは私はあとからつけたやはり理屈だと思ふので、事件を処理するのに、そんな両方聞くのはあたりまえなんです。そんなことを一々隠す必要は何もない。しかし、この点は別として、なぜ一体、川上のほうの事件にすらかけない、事件にすら。それじゃ初めからそんなものは問題にならぬ。もう偏見で考えているのです。だから、これは二つの点が特に重要なんです。事実を詳細に把握された上で、ひとつ局長の考えを私は聞きたい。

それからもう一つは、こういうやりとりがあるのです。これは金沢の記録を局長がお調べになるとわかるのですが、金沢では父親と上野初校と両方が調べるを受けております。その中で係官は、父親に對しても、上野初校に對しても、あなたは川上にこの始末を頼んでおるのかというのを何べんも聞くのです。頼まれぬでこんなめんどろなことをだれが奔走するのですか。非常に忙しい人で、川上は自分で会社をやつて、ほんとうにこ

れは気の毒だと思つて走り回っているのです、そういうことを根掘り葉掘り聞いています。その言ひ方が少しずつかつた。川上は人にも頼まれもしないのに出過ぎている——脅迫、恐喝、そういうところに結びつきたい魂胆がありありと出ているのじゃないか。決して二つの事件について公平に聞くという態度じゃありませんよ、これは。それからもう一つは、まだ大阪法務局へ泉と川上が行くそれ以前に、泉と川上が電話でやりとりをしたことがあるのです。六月十二日以前に。そのときに泉が川上に対して何べんも、あなた幾らほしいのかというのを聞いたのだそうです。それはあなた、自分の金を持ち出してでも、こんな問題はほつておけないといったような男ですから、金のこととは問題にしておらぬ。だから、問題にしておらぬから、金のことなんかこちらは取れないと——しつこくそれを聞いたそうです。それで川上は非常におこつておる。そういうことを思ひ出して、なるほど、ああいうことを聞いたのは、法務局が入れ知恵したに違いない。相手に金額を言わしたら、そうしたらこれは恐喝と結びついてくるというふうな入れ知恵を私はしておつたと見ていいと思ふのです。だから、こういうことが局長や部長の知らぬうちにいろいろとやられて局になりますよ。だから、そういう点もひとつ、金沢のことは録音をとっているようですから、金沢のその調べでは録音を速記にしたようですからね、それはもう持つておると思ふんです。

それから、第一、金の点は、これは泉と川上とのやりとりですから、これは局長のほうで調べるとしても、ちょっとむずかしいかもしれぬですけども、そういうことですね。

○説明員(上田明信君) いろいろお聞きいたしました結果、やはりこの報告だけでは不十分と思われましますので、一応記録を全部取り寄せまして、その上で適當な措置をとりたいというふうな考えております。私のほうに全部の記録が参つておりませんので、一応全記録を讀まないとうどうも何とも

判定しかねる。仰せのとおりであれば、私のほうの職員に至らぬところがあつたというふうな私にも考えます。しかし、職員としても、また言い分もありましようから、十分言うべきことは言わして、その上で私のほうで判定したい。もし私のほうの職員の至らぬところがあれば、今後こういうことのないように十分注意するつもりであります。

○龜田得治君 最後にしますが、ともかく、下から間接的な報告書だけじゃなしに、一件書類全部局長がいまごろになつたとおしやるから、その上でひとつ最終的な御判断をお聞きしますが、ともかく、川上も非常におこりましてね、そういうまた願ひ書を私のところへ送つてきています。参考までにちょっと一部讀んでおきますかね。

「八月二十二日、大阪法務局長室にて田村課長の白状を耳にするに及び、」という、まあ「白状」というのは、実は事前に局の者が泉と会つていたと、そのことですね、けしからぬと思つてゐるからまあ「白状」ということばを使つたわけでしょう、「白状」を耳にするに及び、新たにその不埒さに対する怒りと、再び、法務局のあり方に国民として忿懣と疑念を抱くのであります。」「人の相談はどつちも聞いて判断するものです。片手落です。」「法務官として失格です。」「事前に泉と相談したなら当然云うべきだ。差別したらあかん。平等であるべきや。」「そんな法務官やつたら、皆怒るのは無理はない。私も朝から晩まで思ひ出すたびに、腹が立つてしょうない。」「まあいんなことを長々書いておりましたね、最後に、」「上田局長の云う「国民に親切をモットー」から、およそほど遠いことが、平然とまかり通つてゐる、まあえらいふんまんをぶちまけて手紙よこしておりますが、ぜひひとつ慎重に御検討願つておきます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○説明員(上田明信君) 承知いたしました。

○委員長(小平芳平君) はかに御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

午後三時まで休憩いたします。
午後零時三十分休憩

午後三時十一分開会

○委員長(小平芳平君) ただいまから委員会を再開いたします。

この際、西郷法務大臣及び小澤政務次官から発言を求められております。これを許します。西郷法務大臣。

○國務大臣(西郷吉之助君) 一言ごあいさつ申し上げます。

先般の内閣改造によりまして、不肖私、法務大臣に就任いたしましたのでございますが、もとより、まことに省みまして微力非才でございます。しかし、お引き受けいたしました以上、法務行政の運営に全力をあげてまいりたいと思っておりますが、どうか委員長はじめ各委員の御指導、御鞭撻のほどを心からお願ひ申し上げます。ごあいさついたします。(拍手)

○政府委員(小澤太郎君) このたび、私、法務政務次官を命ぜられて、西郷法務大臣の補佐に当たることになったわけでございます。

ただいま大臣からお話し申し上げました御所信に従いまして、大臣の指導のもとに、全力をささげて働きたいと思っております。御指導、御協力をお願い申し上げます。ごあいさついたします。(拍手)

○委員長(小平芳平君) 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。西郷法務大臣。

○國務大臣(西郷吉之助君) 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を便宜一括して御説明申し上げます。

上げます。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善する必要を認め、今国会に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を提出いたしましたことは、御承知のとおりでございます。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第でございます。

以下簡単に改正の内容を御説明いたします。東京高等裁判所長官以外の高等裁判所長官の報酬並びに次長検事及び検事長の俸給につきましても、これに対応する特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じ、また、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検事及び副検事の俸給につきましても、これに対応する一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じまして、いずれも、これを増額することといたしております。

なお、今回の改定に伴い、前回の改正法においてとられました暫定手当の報酬または俸給の月額への繰り入れの措置を引き続き行なうため、その附則の規定につきましても、所要の改正を加えることとしております。

以上の改正は、一般の政府職員の場合と同様、昭和四十三年八月一日にさかのぼって適用することとしております。

以上が裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案の改正の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議をいただきまして、御可決あらんことをお願いする次第であります。

なお、衆議院におきまして、この両法律案の改正規定の適用期日が、昭和四十三年八月一日から昭和四十三年七月一日に修正されております。

○委員長(小平芳平君) この際、両案に対する衆議院における修正点について、修正案提出者衆議院議員大竹太郎君より説明を聴取いたします。大竹君。

○衆議院議員(大竹太郎君) 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正部分について御説明申し上げます。

まず、案文を朗読したいと思っております。

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案
正する法律案の一部を修正する

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第二条のうち、附則第二項及び第三項の改正規定中「昭和四十三年八月一日」を「昭和四十三年七月一日」に改める。

附則中「昭和四十三年八月一日」を「昭和四十三年七月一日」に改める。

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案
正する法律案の一部を修正する

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第二条のうち、附則第二項及び第三項の改正規定中「昭和四十三年八月一日」を「昭和四十三年七月一日」に改める。

附則中「昭和四十三年八月一日」を「昭和四十三年七月一日」に改める。

以上。

○委員長(小平芳平君) 以上で説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 裁判所といたしましては、全体の職員の給与の改善のために、一そう御指摘のとおり努力しなければならぬというところは、重々痛感しているわけでござい

ます。○亀田得治君 その、改善のために努力しなければならぬというその前にですね、まあこまかい数字は別にしまして、大まかに見て、生活状態なりいろいろな点を見て、これは低い、気の毒だ、ことに下級の職員ですね、そういう感じを持っておるか。努力すると言っても、やはり根拠がなければ熱意も出てこないだろうと思うので、どうですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) これは職員組合の団体交渉の席上でもたびたび出てまいる事柄でございます。組合の皆さんにも十分そういう点については私どものほうに資料も出していただきたいということもお話しているわけでござい

ますが、ただ一般の会社とそれから裁判所職員の給与との比較ということになりますと、なかなかそのデータがむずかしゅうございます。ただ、行政職に属しますところの政府の一般職員と裁判所の職員を対比いたしました。これは裁判所職員が政府の一般職員より給与は決して低くないということだけは申し上げることができると思

います。○亀田得治君 政府の一般職員の問題はこっこの内閣委員会でもやっているわけで、いまそういうものを言っているわけじゃない。基本的に、客観的に見てどうも気の毒だ、そういう感じを持っておるかどうか。といいますのは、毎年予算編成時期等になると、私たちいろいろな手紙を受け取るわけですよ、職員の方から。決して、物価との比較とか、あるいはどこそこ給料との比較とか、そんな理論的なことを書いてくるわけじゃない。

自分の生活の実態というものを訴えてくるわけですね。たとえば、一例を申し上げますと、「私たち書記官が最近高度の法律知識を要求され、部署によっては裁判所にかわって決定などの裁判を実質的に強要され、大部分の職員は大学法料を出て二十年近く薄給に耐えながら経費を積んできました。にもかかわらず、給料は五万円そこそこ」——大学出て二十年たつて五万円——「住宅をつくる資金を借りた関係もあって、毎月四万円そこそこで、親子四人が、衣料費にもこと欠きながら、生活苦のため、けんかの絶え間がありません。どうか実情を国会で論議していただきたい、最低限度の文化生活費まで賃上げするか」「云々と云うふうなことが書かれておるわけです。数字を比較したり、そんなことじゃなしに、まあ二十年近くもつとめて——これは家族の方も一緒に四名連名で署名もしてきておりますが、これは何と云うても、たいへん苦しいだろうと思うんですよ。何か、住宅のための資金を借りた関係があるのではありません。五万円も借りたけれども、一万円はそれにどうも引かれておるようですね。毎月四万円。まあこういうふうな事例がたくさん書かれてくるわけですね。こういうのがありますね、私は八年間つとめて手取り二万七千円ほどにしかならない。とにかく民間ではそんなことじゃとても人がとどまりませんね。裁判所職員にもなかなか採用難だというようにも若干聞くとあります。が、相当やほりというところが影響してあるのじゃないかと思ひますが、ほかとの比較がなされ、ともかくこの手取りを見て、現在の状態では非常にこれは苦勞しておるなというこの感じを最高裁当局が持つていくれば私はいいかぬと思うのです。端的にその点どういふふうに見ておるか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) これは全くおっしゃるとおりで、一般の職員の方々非常に生活そのものが苦しい。特に、子供のない方はまだいいのですけれども、子供がだんだん大きくなってくる、そうして学校に入る、そうして子供の数がふえて、上級の大学に入る、上級の大学も国立の大学でなくて私学であるというふうなことになるてまいりますと、これはもう生活が非常に苦しい。これは重々わかつておるわけでございます。これは一般の職員の方々で二十年で住宅の資金を借りて住宅を建てられるというのは、非常にこれはごりつばな方で、裁判官で二十年で住宅を建てることのできるというふうな人は、まず裁判所にはないのじゃないかと思ひます。非常に苦しい、私は決してこれは十分な給与をもらつておるといふことを申し上げておるのではなくて、非常に苦しい。一般の職員の方も非常に苦しいけれども、やはり特に私学の大学に入れないけれどもならないようなお子さんを持つた親は、これは一般の職員、裁判官を通じて生活は非常に苦しいといふことは、御指摘のとおり、申し上げることができるといふことではないかと思ひます。

○龜田得治君 まあ最近、最高裁とか一番上級のほうは相当上がつておるわけですね。しかし、物価高に脅かされる下級の職員の方が方々というのは、これはわずかでして、なかなかたいへんな実態。だから、それを踏まえて、ひとつ今後とも努力してもらわないういかぬと思ひます。まあ公務員は全部そうですが、なかなか裁判所の諸君は、給料以外の収入というふうなことが、これは考えられぬわけですよ。ほかの公務員があるという意味じゃないが、多少何か違う点があるが——まあ変なことをすれば、それはもちろんいけません、まあ普通の常識からいって、多少違うところがある。だから、そういう点も給料の少ない階層にとつてはやはり相当大きな意味を持つておるわけで、責任だけは非常に重いわけですね、しかも中身は非常に少ない。裁判所でせんたつても汚職事件が起きましたね。そういう汚職事件を弁護するわけじゃないのですけれども、やはり待遇上の欠陥はあるのじゃないか。時間もないからその汚職事件のことをいまそう追及もできませんけれども、そういう生活との関連といふことをあの事件を通じて検討されたでしょうか。もしされておるようでしたら、どういふ点を自分らとしてはこれは問題だと思ふというふうにお感じになったか、参考までに聞かしてはいいわけですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 汚職との関連において当該の職員の生活との関係での結びつきというものは、残念ながら十分検討はいたしておりませんが、残念ながら、ただいま委員から御指摘のとおり、十分われわれとしては努力して、そして困難な生活状況の改善に一生懸命にならなければならぬといふことは、重々重々自覚いたしておるつもりでございます。

○龜田得治君 この提案理由ですがね、結局「一般の政府職員の例に準じて」と書いてあるわけですね。そつちが上がつたからこつちも上げるんだと、こんな言い方なんですかね。それはちよつとこり納得がいかなうですね。だから、裁判所職員なり検察庁関係の職員は一般行政官とは、特に規律等の面においてもこれは厳正を要求されておるわけですね。そういう点のどうも自覚が責任者自身に少し抜けている点があるんじゃないか。そうでなければ、提案理由にしても、もう少し書き方があると、国家公務員の一般の提案理由かなと思ふようなことで、肝心のこちらのほうの部分は「に準じて」と簡単に書いてあるだけなんです。だから、そういう考え方が私はよくないと思ひます。まあこれでも意味はわかりますけれども、年こういふふうな書き方になつておるようですけれども、こんな準じて」といふようなことを——向こうが上がつたつてこつちが上げる理由がなかつたつて、いやこつちは三でなければいかぬという理由があれば、堂々とそのことが反映するよう書き方にすべきなんだしね。裁判官なり司法関係の職員についての特殊な給与体系といふことを主張しながら、こういう惰性的なことをいつまでもやるということとは、これはちよつと氣に食わぬですね、こういう書き方は。来年からこれは改めてくれますか。まあ読まれたのは法務大臣ですが、これはやっぱり独自の立場に立つた提案といふものでなければ私はいかぬと思ひます。だから、もしこのとおりでいけば、一般国家公務員のベースアップがこれでもいいかどうか、それをここで審議しなければならぬことになるんですよ。いやそれにはまだ準じておるだけなんだと、こつちはね、そういう意味なんだから。ことはじりつかまえるようであつておかしいのですけれども、どうなんですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 裁判官、検察官の報酬または俸給につきましては、その職務の特殊性、責任の特殊性といふことから、独自の給与体系を樹立すべきであるといふことにつきましては、御案内のとおり、臨時司法制度調査会の答申にも出ておるわけでございます。また、その線につきまして検討をいたしておるわけでございますが、同時に、臨時司法制度調査会の答申におきまして、さうな根本的な独自の給与体系が樹立されるまでの間は、現在の判検事の俸給のシステムの範囲内において、この裁判官報酬表に掲げております対応金額スライド制、一般職のほうが上がればそれに対応してアップしていくというこの方式のものでいゝんな改革をしていくという御答申も出ておるわけでございます。今回の改正におきましては、そのあとのほうの立場をとりまして、今回一般職のほうベースアップされるということでございます。この十条に基づきまして、今回はこの対応金額スライド制のもとに、この増額をお願いする、これは今回の改正においては、これ自体として裁判官または検察官の報酬または俸給として適當である、こういう考え方から出しておるわけでございます。この提案理由書も、ただいま御指摘のように、単に準じておつて、そこに特殊性がないじゃないかという御指摘がございまして、この提案理由書の趣旨とすると、内容は準じておりますけれども、

現時点においてはこれが判検事の報酬または俸給として適当なものであるという考え方のもとに提案をされたものと考えておる次第でございます。

○亀田得治君 それは、現在の制度はそういうふうになつておるから、済んでしまつたあととはそういう説明でいけるわけですよ。だけれども、出発点が、裁判官なり、検察官なり、司法関係の一般の職員なり、そういう諸君の独自の主張というものを一体大蔵大臣に出したかどうか。出しておらぬでしょう。一般公務員のあれを横から見ただけでしょう。大臣、どうなんです。

○国務大臣(西郷吉之助君) 亀田委員のお尋ねでございますが、おっしゃる点はよくわかりますけれども、いま大いに検討を加えておりましたところ、それができ上れば、亀田委員のおっしゃる通りに、独立したりつばな体系がでると思ひますけれども、いままだその草案の作成中でございますので、おっしゃるとおり形態としてはやはり不十分だと思ひます。表現も「準じて」ということでございまして、あまりはつきりしない。やはり行く行くは裁判官検察官の給与体系というものを独自のものをつくる、いま目下努力中でございます。御了承願ひたいと思ひます。

○亀田得治君 検察庁よりも最高裁のほうが私はもっとその点で特色を發揮しなければならぬと思ふのですが、最高裁として、このベースアップについて独自の要求というものを今度の機会に大蔵省なり内閣に対してしたかどうか。したかどうか、理屈はいいです。それだけちょっとおっしゃってください。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) いたしておりません。

○亀田得治君 だから、私はその姿勢を言っているのですよ、姿勢を。結果においては、制度上まあ準じてやられるということになるかもしれないがね。それじゃ私はやはりいかぬと思ふのですよ。まあ、あつたやうに主張するかはなかなかむづかしい点があるかと思ひますが、やはりそれ

くらい苦勞をしてくれなければね。非常に薄給で甘んじておる職員の諸君も、なかなか納得しませんわ。それは實際薄給ですよ。私たち、よくそういう諸君に、自分の職業柄、接触するのですが、まあ来年度からひとつ、ともかくそういう点を何とかふうしてください。

で、具体的にこの一番困っているのは住宅ですね。で、住宅手当を何とかつづけてほしいという手紙がずいぶん来るのですよ。交通費のほうは若干干制度化されておりますが、それで、官舎に入っている人に入っていない人、もう非常な差があるわけですね。入っていない人は、給料もらつても、大きなものがばさつと抜けていくわけですよ。結果においては非常な不公平なことになるわけですね。しかも、官舎に入っているのは大体上のはうでしょう。そこら辺の状態、どうなつていますか。裁判官から全職員含めて、何割までが官舎に入つて、入れないのはどれだけで、どうなつていますか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) お答えいたします。裁判官の場合は充足率九四・八%、それから一般職の場合五〇%ということになっております。

○後藤義隆君 関連。ちょっとお聞きしますがね、裁判官の報酬でなしに、裁判所の職員の俸給は、一般の国家公務員に準じなくて、それより以外の別途の給与体系というものの要求ができますかどうかですか、現在の法律で。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) この問題はいろいろ組合の方たちとの俸給問題についての話し合いの中で出てくる問題なのでございますけれども、まあ私も、それから組合の代表の方々の現在の事態においては、一般の公務員の方々の俸給をスライドした俸給体系、そういうものによるはかなからう、裁判所の一般の職員についての独自の俸給体系というものは、現在の段階では、まあ考慮はしなければならぬけれども、しかしそれを打ち出すまでのことはないのであるかという点では、お互いの考えが一致している

わけでございます。

○後藤義隆君 現在の制度として、そういうふうなことが要求ができるのかどうか。裁判所職員臨時措置法の規定で一般の公務員に準ずるということが明らかに書いてあるからね。それとは別個にそれより高いものの要求ができるかどうかということ、制度上、現在、これは改正すればともかくも、いまの制度でそれが可能かどうかということをお聞きしているわけですね。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) ただいま御指摘のとおり、法律の改正の問題もあるわけでございます。ですから、そこまでの必要はないのではなからうかというのがわれわれの考えでございます。

○亀田得治君 そういう法律改正も含めて私申し上げておるわけですよ。必要があればやつたらいいことですからね。それは準ずるといふことになつてから、現在の制度は、それだからという、そんなあきらめ的なことであったら、これはいつまでもあれでしょう。それじゃいかぬと言ふんです。たとえば住宅問題なんかそうでしょう。五〇%という、その階層別の数字がありますか、官舎のない五〇%の職員の方の給料もらつておる状態。

○最高裁判所長官代理者(岩野徹君) ただいまその表を用意いたしておきませんので、何等級はどうというこまかな表はちよつとすぐはお答えできませんので……。

○亀田得治君 ここにそのことではとえはこういふことを書いてきているのがおるんですよ。自分の給料は二万円だと、この中から下宿代九千円引かれる、払わなければならぬ。だからそれはあなたちよつと頭が変になりますよ。全部がそうやつておるわけではないんですからね。だから、一方で官舎で安くやつておるのであれば、官舎のない人には住宅手当というのを考えてやらなければ、とても私は不自然だと思ふのです。ところが、住宅手当という制度はないでしょう。ないものは手がつけれぬというふうな考え方で、こ

れはもうお話にならぬですわね。そして制度の上に乗つておる分だけを少しずつ手直しをする、そんなことで實際に苦勞している人は納得しないですよ。官舎のない人の住宅手当の要求というのはずいぶん強いでしょう、皆さんに対して。われわれにすら手紙をよこすくらいですから。それは何とか考えられぬのですか。あるいはもう早急に全部官舎をつくるというふうな計画でも立てているのですか、どうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 亀田委員からの励ましのおこぼは、まことに肝に銘ずるのでございますけれども、いわゆる人事担当の者といひましては、住宅手当をつけていただければこれに越したことはないのではありませんが、それかといひて、裁判所の職員だけに住宅手当をよこせといふことも、これまたむづかしいことであります。要するに、現在のところは、私どものほうといひましては、できるだけ官舎をたくさんつくつてほしいといふことを、これは内部でけんかするわけじゃ決してございせんが、経理局にも頼んでおる状況でございまして、われわれ経理局のほうを通じまして、官舎をとにかく、そんなにりつばなものでなくてもいいから、できるだけたくさん建ててほしい、入りたい、こういうふうな方針で努力いたしているのではありません。

○亀田得治君 給与問題はやはり時代時代によつて変わつてくるわけでありまして、物価のどんなインフレ的なときには、物価にスライドしたことを考えろといふような主張が非常に強くなる。ところが、現在一番困つておるのは住まいの問題ですね、ことに若い諸君にとっては。だから、それに応じたことをやはり考えなければ、一般行政官もおそらく同じやうに困つてまいらぬと思ひますよ。だけれども、司法職員の方というのはなかなか融通性がないわけですから、比較的、どちらかというと。だから、そういう裁判所関係等においては、まあそういう要求が強く出てくるという事情は、よくわかるのです。それを、一般的にそういう住宅手当が制度化されておらぬから、それぞれ

に準ずることになっているから、そんなことまで言ってもしょうがないということは、いかぬと思います。それは、公務員にきつとした規律とか責任というものを求める以上は、衣食住というものはこれは雇うほうで責任を持たなければならぬとせんよ。夜寝るころも十分なくて、どうしてりつぱな仕事ができますか。これは私はもっとこういうことを考えてほしいと思うのですよ。だから、個別的に考えてもらってもいいのですよ、一人一人の公務員の住宅事情を調べて。何も一律にやる必要はないのですよ。おやじのところから通って辛い自分の住宅は確保しているという人はいいですよ。そっちがもうならおれももうならんという、そんなことまでせぬでもいいと思います、余裕があれば別ですが。ほんとうに適切なことをやってもらわなければ、どえらい違いなんだから、そのために金を出している人を出さぬ人とはこれは不平が起こるのあたりまえだと思えます。これはひとつ検討してください。準ずるとか、いまの制度にあるとかなんとか、そんなことじゃありません。

それから交通費ですが、これも給料のわずかな人にとっては問題になるようでは、金額支給するようにしてくれ、そういう要求が強いわけですよ。民間等ではだんだんそういうことがふえておりますね。ともかくそこへ働いたためにこれは行くんで、何も自分の個人的な用事で行くわけじゃないんですから。給料を非常にたくさんもらっているというなら、それは一部正規の給与の中からそれを負担するということもあり得るかもしれぬが。ぎりぎりなやつを完全実施しないで、五月、六月とこれは値切っているわけですね。それだけでも一般とは差がついているんだ。四月の時点において民間との比較でバランスをとっているんですから、それだけでも差がついている。そういう状態ですから、交通費ぐらいこれは全額支給できないですかね。ともかく遠いところにおるほど不利なんだね。交通費の負担がかかる。そして毎日の通

勤上の肉体的、精神的な苦勞もたいへんでしょ。そんなことを思ったら、それは全額持つてやるべきですよ。これは一般公務員としてもそういう要求が出ておりますけれども、皆さんのほうじゃどうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 私この夏の休みに東北地方の小さな裁判所をそれぞれ回ってまいったのでございますけれども、そこらにおきまして、先ほど仰せられた住宅の問題、それから通勤手当の問題、これはもう非常に深刻な問題でございます。おっしゃるのとおりでございます。

○亀田得治君 その点は大いに同意してもらったわけですが、まあひとつうんと力を入れてもらわなければいかぬですね。

自家用車というのはいま裁判所でどれくらいあるんですか、自家用車、官庁用車、偉い人が使うもの。この人たちはただですか、あれは幾らか払うんですか。われわれ国会議員だと、たとえば夜ぐくおそくなつてあちこち会議等でもあったというときには若干払うんですが、皆さんのほうはどうなっているか。通勤費でしよう、一種の。

○最高裁判所長官代理者(岩野徹君) 保有台数、正確なところはいま手持ちいたしておりませんが、もう一方の御指摘の官用自動車は、官用に使用します限り、これは無料でございます。

○亀田得治君 そうでしよう。そうすると、朝迎えに行つて、夜送り屈ける、これは無料でございます。

○最高裁判所長官代理者(岩野徹君) さようでございます。

○亀田得治君 そうしたら、薄給者と比較したら実際のところえらい違いじゃないか。だからそれは、よき指導者というものはそういうところへもつと気を配つてもらわなければいかぬですよ。それをいいますぐどういうふうな解決するか、なかなか簡単にはいかぬかもしれぬが、ともかくこの二つの要求はいふんわれわれ聞くわけでは、来年は何か解決するというところをここで約束で

きますか。交通費の全額支給と、それから住宅手当についての何らかの住宅手当はすぐ完全とはいかぬかもしれぬ、何らかの手をつけたい、それはここで約束できませんか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 人事局長なかなか非力でございまして、そういうほんとうに切実で必要だということは十分よくわかるのでございまして、これを実行できるという点については、まことに非力でございまして、お約束ということはとてもこれはできません。しかし、努力はもう一生懸命いたしたいと思ひます。

○亀田得治君 法務大臣どうですか、この二つ。檢察関係の職員も同じような悩みを持っているわけですよ。

○国務大臣(西郷吉之助君) 亀田委員のお尋ねの点でございまして、檢察官のほうは、中以下は一般職員と同じような状態に置かれているのですけれども、上のほうは違つておす。しかし、いま御指摘のように、住宅にしまして、交通費の問題にしまして、御指摘のとおり、やはりいふん不十分な点が多々あるわけでございます。

したがいまして、さつきも申し上げたとおり、やはり裁判官、檢察官の給与体系というものは、一般公務員と違つて、独立した行き届いた体系をつくらなければいかぬというので、いま時間をかけて検討しているのでございますから、その際にそういうものをあわせてやはり考えていかなくちゃいかぬのじゃないかと思ひます。

○亀田得治君 最後に一言お尋ねしますが、人事院勧告では、五月から実施、こうなつていたのですが、それが閣議では八月になり、国会で七月に修正をされた。しかし、まだ二カ月の差があるわけですよ。これはどうなんですか。この七月からでけつこうですとということなのか、非常に不満だといふことなのか、端的にひとつお答え願ひます。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) これは申し上げるまでもなく、人事院勧告がそのとおり実施されてほしいということは、もう裁判所職員全体の願ひでもありますし、私どもの願ひでもあるわけでございます。ただし、裁判所職員だけがそういうふうに五月一日から実施するべきだといふことまでについては、これは主張いたしかねる点もございまして、しかしながら、やはり人事院勧告どおりに実施されてほしいということはわれわれの願ひであることは、これは間違ひございません。

○亀田得治君 法務大臣、どうですか。閣議決定とかそういうことではなしに、職員の立場に立つて考えたら。

○国務大臣(西郷吉之助君) 亀田委員も御承知のとおり、いままでは、この原案も八月からというふうになつて、三カ月ぐらゐ下がつておりますけれども、今回は両院の各党の共同修正によりまして一カ月だけ繰り上げて、完全実施には二カ月足りないわけでございますけれども、それでも実際は、人事院勧告の線からいへば二カ月足りませんけれども、過去の例に比しますと、今度は一カ月短縮したというふうな状態になっておりますし、予算委員会でも大蔵大臣も言いましたとおり、来年度はぜひ何とか人事院の勧告どおりやりたいという決意を示しておりますし、またそうなくともはならぬわけでございますから、今後ともわれわれも完全実施の線に沿ひまして努力をしていきたいと思つております。

○亀田得治君 私の聞いたのは、大臣はやはり政治的に何かばやかししてしまつてお答えになつてゐるが、法務省関係の職員の立場に立つて考えれば、やはり完全実施でないことは遺憾だと思つてゐると思ひますが、大臣の気持ちを知りたいわけですよ。

○国務大臣(西郷吉之助君) それはもう全く私も同感でございます。

○山田徹一君 裁判官並びに檢察官の俸酬あるいは俸給については、従来から待遇をよくすべきではないかという声は非常に強いわけですよ。そこで、お尋ねしたいことは、一般の行政官と

比べて給与の均衡がどうなっておるかということについて説明をお願いします。

○政府委員(辻辰三郎君) お手元にお配りいたしております法律参考資料の二五ページに表がございしますが、これが一般職と判検事の給与と経過的な概要でございます。この裁判官の報酬法、検察官給与法が最初適用されたのは、この表の一番左にございしますように昭和二十三年一月からでございます。当時は最高号俸におきまして相当格差があったわけでございます。ここにございしますように、判事、検事の一号俸というのが月額一万四千円、この一番左の欄の一番下に、行政職のはうの十四級六号というのが当時の事実上の最高号俸でございまして、これが月額一万円ということでございます。かようになりますと、出発の当初におきましては、一番上のランクにおきまして四〇%の優位が判検事のはうにあったということになるわけでございしますが、この表の第六回という二十三年十二月の改正におきまして、一般職のはうに十五級の四号というのができたわけでございします。行政職の当時の一番上のランクでございまして、二万三千六百二十円とございします。

○政府委員(辻辰三郎君) 御案内のとおり、司法修習生の給与につきましては、この表にございしますように、月額三万七百元を三万三千四百円にアップしていただくという案になっておりまして、このアップ率が八・八%ということになります。これに見合います行政職のはうのやはりアップ率と合っているということでございます。最初はこの行政官の出発と司法修習生と大体同じということになっておると思ひます。

○山田徹一君 それでお尋ねしますが、毎年司法試験が行なわれておるわけですが、その司法試験に合格する人の年齢層、それからその人数、また合格者が裁判官あるいは検察官を志望している人数、またその年齢について、どういう割合になつておるか、お尋ねします。

○政府委員(辻辰三郎君) 司法修習生から判検事、弁護士になる者の区別と申しますか、区分と申しますか、状況と申しますか、かような点の概況を申し上げます。

○山田徹一君 そうでなくて、司法試験に合格しますね。合格して初めて修習生になるわけですね。その合格した人の年齢層、それから人数、それからまたそれが今年任官していくその年齢並びに志望する人数ですね。

○政府委員(辻辰三郎君) 司法試験の合格者の平均年齢でございますが、ちよっと手元に一番最近の四十三年度でございますが、四十二年から申

ういうものを行政官のはうに引き入れて考えてまいりますと、大体、大ざっぱでございますが、二〇%ないし三〇%の優位というのが一般の判検事と行政職の俸給の関係になつておるのじゃないかと、かように考えております。

○山田徹一君 今回の改正に伴つて、この資料によりまして二二ページであります、この項目でいきますと、二二ページのところの下の方ですね、司法修習生の改正される俸給、それから一般職の改正される俸給、これらを見たときに、これは大体初任給だと思ひますが、どうなんですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 御案内のとおり、司法修習生の給与につきましては、この表にございしますように、月額三万七百元を三万三千四百円にアップしていただくという案になっておりまして、このアップ率が八・八%ということになります。これに見合います行政職のはうのやはりアップ率と合っているということでございます。最初はこの行政官の出発と司法修習生と大体同じということになっておると思ひます。

○山田徹一君 それでお尋ねしますが、毎年司法試験が行なわれておるわけですが、その司法試験に合格する人の年齢層、それからその人数、また合格者が裁判官あるいは検察官を志望している人数、またその年齢について、どういう割合になつておるか、お尋ねします。

○政府委員(辻辰三郎君) 司法修習生から判検事、弁護士になる者の区別と申しますか、区分と申しますか、状況と申しますか、かような点の概況を申し上げます。

○山田徹一君 そうでなくて、司法試験に合格しますね。合格して初めて修習生になるわけですね。その合格した人の年齢層、それから人数、それからまたそれが今年任官していくその年齢並びに志望する人数ですね。

上げてまいりますと、昭和四十二年の司法試験の合格者の平均年齢は二十六・九二でございます。それから四十一一年が二十七・二五、四十年が二十七・六九、三十九年が二十八・二四、かようなことになっております。

○山田徹一君 人数は、○政府委員(辻辰三郎君) 人数は、この合格者数は、四十二年が五百三十七名、四十一年が五百五十四名、四十年が五百二十六名、三十九年が五百八名となっております。

○山田徹一君 先ほどお尋ねしたように、その次に、今度その合格者が司法修習をやつて、そして裁判官並びに検察官を志望する数と、またそれを志望した人の年齢層、これはどうなつておりますか。

○政府委員(辻辰三郎君) 司法試験を合格いたしました者がすべてこの司法修習生になるとは限りません。大半の者は司法修習生になるわけでございします。ただいま申し上げました司法試験の合格者数と司法修習を修了した者の数は必ずしも一致しないわけでございします。そのことを前提として申し上げてまいりますと、四十三年四月には司法修習を修了した者が五百一十一名でございます。で、志望の状況は必ずしも明らかでございしません。で、決定的に判事補、検事、弁護士になりました数字を申し上げますと、四十三年は……

○山田徹一君 弁護士は要りませんから、検事と判事。

○政府委員(辻辰三郎君) 四十三年は、五百一十一名のうち、判事補が七十七名、簡裁判事が八名、検事が四十九名でございます。四十二年は、司法修習を修了しました者四百八十四名中、判事補が六十一名、簡裁判事が十二名、検事が四十九名。昭和四十一年は、司法修習を修了しました者四百七十八名、判事補六十三名、簡裁判所判事三名、検事四十七名。昭和四十年は、司法修習を終了しました者四百四十一名、判事補六十八名、簡裁判事四名、検事五十二名、かような状況でございます。

います。○山田徹一君 それでは、司法修習生が任官していただく初任給は、この表の二三ページのどれに当たりますか。

○政府委員(辻辰三郎君) ちよっとお尋ねの点……○山田徹一君 検察官あるいは裁判官に任官された最初の初任給は、この表のどこに当たるのですか。

○政府委員(辻辰三郎君) このお手元の資料の二三ページの検事二十号という欄がございします。左から三つ目の欄の検事二十号、これが検事の初任給でございます。

○山田徹一君 わかりました。一般職の行政官が同じように二年勤務した場合、そうしますとこの表のどこに当たりますか。

○政府委員(辻辰三郎君) 大体この二二ページの一冊下の欄の六等級の二号か三号、この辺であらうかと思ひます。

○山田徹一君 六等級の二号、三号——一番下じゃないですか。二年たつても変わらないのですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 行政職の場合には、最初七等級の二ぐらいから始まるのだらうと思ひます。二年たちまして六の二または三ぐらいにくんじやないかと思ひますが、先ほど、修習生とこれは一緒である、あるいはちよっと修習生のはうが上であると申し上げましたのは、やや不正確があつたかもしれせん。

○山田徹一君 私の聞いている範囲では、五の二か並びに五の三ぐらいじゃないかと、このように聞いております。

○政府委員(辻辰三郎君) 私どもはさうに考えておりません。五等級になりますのは、やはり五年ないし六年かかるのではないかと申しております。

いて、一般行政官との比較があまり大差がない、
こういうところから、弁護士を志望するほうが有
利である、こういうふうな問題で、私は志望者が
少なかつたり、あるいは一、二年検事あるいは判
事補をやつてまたすぐ出ていくと、こういうふう
なことも起きているのではないかと思うわけだが、
そういう点から考えて、意義ある仕事である
とはいえないが、やはり生活のことを考えると魅
力がない、こういう点からして、先ほどお話を
ありましたように、もっとも独自の体系には
なると力を入れてよくしてあげたらどうかと、
こう思うわけですが、その点どうですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 裁判官のほうはさてお
きまして、検事につきまして、ただいま御指摘の
点につきまして私どもが考えておることを申し上げ
ます。

検事の志望者が少ないということは事実でござ
います、私どもたいへんその点は心配いたして
おるわけでございます。で、この初任給の問題、
ただいま御指摘のとおりでございますが、これは
昭和三十九年の臨時司法制度調査会の答申の一
つに、判事補の初任給、検事の初任給を格段に増額
すべきであるという御答申もありまして、昭和三
十九年の給与法の改正におきまして、初任給につ
きましては、前年の約二一%アップというたいへ
んけっこうな改正をしていただいたわけございま
す。にもかかわらず、その後やはり、司法修習
生から検事にまいる者は格段にふえたかとい
うと、ただいま申し上げましたように、ふえた形跡
がないわけでございます。で、私ども常々考えて
おりますのは、もとより、司法修習生が弁護士に
なるか検事になるかというときに、志望を決定し
たします場合に、弁護士にほうに行けばこの初任
給よりも多い給与が得られるということは事実で
ございましょう。その場合に、こちらの初任給を
上げていただくまでも、今度は弁護士さんのほう
でもまたその報酬をお上げになるというふうなこ
ともあるやに聞いておるわけでございます、こ
の初任給は必ずしも決定的なものでないと思うの

でございます。給与の面ももちろんでございます
けれども、そのほかに、検事になれば転勤がある
とか、たいへん仕事が忙しいとか、そういうこと
の面の要素も相当あるというふうな私どもは考え
ておる次第でございます。

○山田徹一君 弁護士さんのほうが上げるだろ
う、競争して——いまの物価みたいな話になるけ
れども、この三十九年に二一%上がったというけ
れども、現在ではそんなことでは追いつかぬわけ
です、先ほどお尋ねしたように、年齢層からい
まして、これじゃもう子供が一人あるいは二人、
家族持ちです。完全に、こういうところから考え
て、そんな低い俸給あるいは報酬ではやりたくて
もやれぬのじゃないか。窓口を小さくしておいて
来い来いと言ったって、もっと窓口を思い切つて
大幅に、全体的にも言えることですから、そ
のようにしていただきたいと思ひます。また、弁
護士から裁判官あるいは検察官という促進をは
かるうという声もあるわけですから、それに
してもやはり、退職金等の問題の優遇措置をどう
してやるか、優遇措置をとらなければならぬとい
うだけで、それがどうなつたのか、そういう点は
どうお考えなんですか。

○政府委員(辻辰三郎君) ただいま御指摘の初任
給の問題、あるいは弁護士から私どものほうで
いけば検事のほうに來ていただくというような問
題、これはいづれも司法制度の根本に触れる問題
でございます、過去におきまして臨時司法制度
調査会におきましても十分御検討を願ひ御答申を
いただいたわけでございます。その御答申を見ま
しても、いろいろな分野にわたつてございまして、
給与ももちろんその一環でございますが、
根本はやはり、在朝法曹と申しますか、在朝法曹
と在野法曹との現在のような仕組み、これがどう
いうふうな根本的に考え、再検討されるかとい
う、やはり任用の問題その他根本問題に触れてく
る問題でございます、私ども法務省におきまし
ては、裁判所御当局あるいは日本弁護士連合会の
御当局とそれぞれこの根本問題につきましてい

いと御協議をいたしておるわけでございます
が、何ぶん問題が非常に基本的な深刻な問題でござ
いまして、なかなかこの具体的な成果をあげ得
ない実情にあるわけでございます。私どもいた
しましては、今後とも十分関係当局と協力いた
しまして検討してまいりたいと考えておりま
す。

○山田徹一君 それに関連して、次に刑事補償の
問題でお尋ねしたいと思うのですが、先日新聞
報道にありましたように、タクシー運転手が心神
の喪失の理由で殺人傷害の罪が無罪となつて、無
罪ならばやむを得ぬということで刑事補償が認め
られ、そして支払われた、被害者が殺され損と、
こういうことで、国民は何かしらこの判決に割り
切れないものを持つておる。こういう点について
どうお考えですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 突然の御質問で、責任
ある私どもの局が刑事局でございますから、刑事
局長がお答えすべきと思ひます。私もまた問
違つてお答えしては悪いのでございますが、たつ
てであれば、すぐに刑事局長をこちらに來ていた
だくようにいたしたいと思ひます。

○山田徹一君 法務大臣どうお考えですか。

○国務大臣(西郷吉之助君) 具体的な事実に入り
ますので、ちょっとお待ちいただきます、刑事
局長を呼びますから、私が不明確なことをお答え
するといけませんから、ちょっとお待ちくださ
い。

○山田徹一君 法律的にはどうあらうとも、国民
感情にはこれは割り切れないものがあるというこ
とは間違いないわけです。なぜそういう割り切れ
ないものがあるのか、これを考えたときに、被害
者の生命の尊重など無視されて、またすべて国民
は法のもとに平等である、こういう公平でなくて
はならないところに問題がある、こういうことか
ら、刑事補償という法律にまず欠陥があつたん
じゃないか。割り切れないものがあるというから
には、そこに欠陥があるから国民感情に反映す
る、このように思ふわけです。この点どうでしょ

うか。

○国務大臣(西郷吉之助君) いま刑事局長呼んで
おりますから、その間ほかのことがありましたら
ら……。

○山田徹一君 それでは、この問題については次
の機会に譲らしてもらいます。

○後藤義隆君 裁判官の報酬と検察官の俸給を定
める上において関連があると思ひますが、国家公
務員の上級試験に及第した平均年齢層、どのくら
い調べてありますか。

○政府委員(辻辰三郎君) いま手元にございま
せんが、役所へ帰ればございまして。これは大ざつ
ぱに申しますと、やはり上級試験の合格者は、現行
の大学を途中で浪人一年ぐらゐりして卒業したとい
う辺の人を採つておる。平均年齢で見ますと、ス
トレートで大学を出た人かまたは一年ぐらゐり途中
で浪人しておるかというぐらゐりの人が採用されて
おるといふふうに記憶いたしております。

○委員長(小平芳平君) 他に御発言もなければ、
両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(小平芳平君) それでは、これより討論
に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを
願ひます。

○龜田得治君 本案に賛成をいたします。ただ
し、本案は、今年度の人事院勧告を完全に実施し
ておらないという点で、まことに遺憾であるとい
うふうな考へております。しかしながら、衆議院
に本案の原案が提出された過程において、各関係
者が非常に努力を払い、そして現在出されてお
る案のようによくなされたという点の成果をやはり
高く評価しなければならぬと思ひます。そうい
う立場から、本案に対して賛成の意を表するもの
であります。

なお、各派共同による附帯決議をつけたいと思
ひますので、提案をいたします。
附帯決議(案)

政府は、人事院勧告制度の趣旨にかんがみ、今後、同勧告の完全実施に努めるべきである。右決議する。

○委員長(小平芳平君) 他に御意見もないようでごさいますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小平芳平君) 速記を起こして。それでは、これより採決に入ります。

まず、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小平芳平君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小平芳平君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました亀田君提出の附帯決議案を議題といたします。

亀田君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小平芳平君) 全会一致と認めます。よって、亀田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し西郷法務大臣から発言を求められておりますので、この際これを許可いた

します。西郷法務大臣。

○国務大臣(西郷吉之助君) 政府は、ただいまの附帯決議の御趣旨を今後十分尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(小平芳平君) なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔速記中止〕

○委員長(小平芳平君) 速記を起こして。次に、継続調査要求についておはかりいたします。

検察及び裁判の運営等に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十五分散会

正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案

(小字及び――は衆議院修正の部分)

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律

(裁判官の報酬等に関する法律の一部改正)

第一条 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「二十五万円」を「二十六万五千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区 分		報酬月額
判 事	最高裁判所長官	五五〇、〇〇〇円
	最高裁判所判事	四〇〇、〇〇〇円
	東京高等裁判所長官	三三〇、〇〇〇円
	その他の高等裁判所長官	二八五、〇〇〇円
	一 号	二五五、〇〇〇円
	二 号	二三五、〇〇〇円
	三 号	二一五、〇〇〇円
	四 号	一九一、〇〇〇円
	五 号	一七〇、〇〇〇円
	六 号	一五五、〇〇〇円
判 事 補	七 号	一四二、〇〇〇円
	八 号	一二八、〇〇〇円
	一 号	一〇九、六〇〇円
	二 号	九七、二〇〇円
	三 号	八八、一〇〇円
簡易裁判所判事	一 号	八〇、五〇〇円
	二 号	七三、一〇〇円
	三 号	六七、九〇〇円
	四 号	六二、六〇〇円
	五 号	五九、二〇〇円
	六 号	五二、五〇〇円
	七 号	四九、五〇〇円
	八 号	四五、三〇〇円
	九 号	四二、九〇〇円
	十 号	四〇、五〇〇円

判 事 補		報酬月額
判 事	四 号	八〇、五〇〇円
	五 号	七三、一〇〇円
	六 号	六七、九〇〇円
	七 号	六二、六〇〇円
	八 号	五九、二〇〇円
	九 号	五二、五〇〇円
	十 号	四九、五〇〇円
	十一 号	四五、三〇〇円
	十二 号	四二、九〇〇円
	一 号	一九一、〇〇〇円
簡易裁判所判事	二 号	一七〇、〇〇〇円
	三 号	一五五、〇〇〇円
	四 号	一四二、〇〇〇円
	五 号	一一六、〇〇〇円
	六 号	一〇九、六〇〇円
	七 号	九七、二〇〇円
	八 号	八八、一〇〇円
	九 号	八〇、五〇〇円
	十 号	七三、一〇〇円
	十一 号	六七、九〇〇円

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正す

昭和四十四年一月八日印刷

昭和四十四年一月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局